

火災防護に関する基本方針

1. 概要

試験研究用等原子炉施設の設置許可基準規則の第8条（火災による損傷の防止）に係る火災防護の基本方針等を示す。

2. 基本方針

原子炉施設は、安全機能の重要度分類がクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器（以下「機器等」という。）に対して適切な火災防護対策を講じる設計とする

その上で、試験研究用等原子炉施設の設置許可基準規則の解釈より、原子炉施設は、設計基準において想定される火災により、原子炉施設の安全性が損なわれないように、原子炉を停止でき、放射性物質の閉じ込め機能を維持でき、また、停止状態にある場合は、引き続きその状態を維持でき、さらに、使用済燃料貯蔵設備においては、水冷却池の冷却機能及び水冷却池への給水機能を維持できるように必要な措置を講じる設計とする。

具体的には、設計基準において想定される火災が発生した場合に、安全機能の重要度分類がクラス1、クラス2及びクラス3に属する機器等の中から、以下を抽出する。抽出した機器等に対して、本原子炉施設の安全上の特徴を踏まえ、一般火災については、実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（以下「火災防護基準」という。）の三方策を組み合わせることを基本とし、ナトリウム燃焼については、三方策のそれぞれを講じる設計とする。

- ・ 設計基準において想定される火災が発生した場合に、原子炉を停止し、また、停止状態にある場合は、引き続きその状態を維持するための機器等（以下「原子炉の安全停止に係る機器等」という。）
- ・ 放射性物質の貯蔵機能を有する機器等及び設計基準において想定される火災が発生した場合に、放射性物質の閉じ込め機能を維持するための機器等（以下「放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係る機器等」という。）

なお、ここでは、火災防護基準を踏まえ、放射性物質の貯蔵機能を有する機器等も選定するものとした。

- ・ 設計基準において想定される火災が発生した場合に、使用済燃料貯蔵設備において、水冷却池の冷却機能及び水冷却池への給水機能を維持するための機器等（以下「使用済燃料の冠水等に係る機器等」という。）

なお、ここで抽出されなかった機器等については、消防法、建築基準法等、設備や環境に応じた火災防護対策を講じる設計とする。

火災防護対策を講じるに当たっては、一般火災とナトリウム燃焼ごとに適切な火災防護対策を講じることを基本とするが、ナトリウム燃焼については、ナトリウム燃焼を起点とし、一般火災が発生するおそれがあることを考慮する。

3. 原子炉の安全停止に係る機器等、放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係る機器等、使用済燃料の冠水等に係る機器等の抽出

火災防護対策を講じるに当たって、原子炉の安全停止に係る機器等、放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係る機器等、使用済燃料の冠水等に係る機器等を安全機能の重要度分類がクラス1、クラス2及びクラス3に属する機器等の中から抽出する。安全施設と原子炉の安全停止に係る機器等、放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係る機器等、使用済燃料の冠水等に係る機器等の関係を別添1-1に示す。

3.1 原子炉の安全停止に係る機器等の抽出

原子炉施設において火災が発生し、これを検知した場合、運転員が手動スクラム操作により原子炉を停止する。原子炉を手動スクラムした後の、原子炉の冷却は、1次主冷却系の強制循環（1次主循環ポンプポニーモータを使用）、2次主冷却系の自然循環及び主冷却機の自然通風で行われる。

一般火災により原子炉保護系（スクラム）の作動を伴う運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の起因となる異常事象が発生するおそれがあり、この場合、当該事象に対応する原子炉トリップ信号により原子炉はスクラムされ、その後の原子炉の冷却は、手動スクラムした場合に同じとなる。一般火災と運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の起因となる異常事象の関係を別添2に示す。

1次冷却材漏えい事故時には、原子炉は、原子炉トリップ信号によりスクラムされ、その後の、原子炉の冷却は、1次冷却材漏えい量低減機能により、1次主冷却系の循環に必要な液位が確保され、手動スクラムした場合に同じとなる。

2次冷却材漏えい事故時には、原子炉は、原子炉トリップ信号によりスクラムされ、その後の、原子炉の冷却は、漏えいの発生したループの2次主冷却系と主冷却機を除く、1次主冷却系の強制循環（1次主循環ポンプポニーモータを使用）、健全側の2次主冷却系の自然循環及び主冷却機の自然通風で行われる。

以上より、原子炉の安全停止に係る機器等は、安全機能の重要度分類がクラス1、クラス2及びクラス3に属する機器等の中から、以下のとおり抽出する。

① 原子炉の緊急停止及び未臨界維持機能（MS-1）に属する機器等

原子炉を手動スクラム又は原子炉保護系（スクラム）が作動した場合、制御棒及び後備炉停止制御棒が自重及びスプリング力により、炉心に急速に挿入され、原子炉は停止する。このため、制御棒及び後備炉停止制御棒等を含む「原子炉の緊急停止及び未臨界維持機能（MS-1）」に属する機器等を原子炉の安全停止に係る機器等として抽出する。

② 炉心形状の維持機能（PS-1）に属する機器等

「炉心形状の維持機能（PS-1）」に属する機器等は、「原子炉の緊急停止及び未臨界維持機能（MS-1）」の関連系として、原子炉の安全停止に係る機器等として抽出する。

③ 工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能（MS-1）に属する機器等の一部

「工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能（MS-1）」に属する機器等のうち、原子炉の手動スクラム又は原子炉保護系（スクラム）の作動に関連する原子炉保護系（スクラム）を原子炉の安全停止に係る機器等として抽出する。

また、一般火災により発生するおそれがある運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の起因となる異常事象、1次冷却材漏えい事故、2次冷却材漏えい事故に対応する以下の原子炉トリップ信号に関連する計装を原子炉の安全停止に係る機器等として抽出する。

- ・ 1次冷却材流量
- ・ 2次冷却材流量
- ・ 電源喪失
- ・ 原子炉入口冷却材温度
- ・ 核計装（線形出力系）
- ・ 炉内ナトリウム液面低

④ 原子炉停止後の除熱機能（MS-1）に属する機器等の一部

「原子炉停止後の除熱機能（MS-1）」のうち、1次主冷却系の逆止弁は、1ループの1次主循環ポンプで冷却材を循環させる事象（1次主循環ポンプ軸固着）が発生した場合に、1次主循環ポンプが停止しているループに、冷却材が逆流し、炉心流量が大きく低下することを防止する機能を有しているが、火災により当該機能が必要となる事象は発生しない。このため、「原子炉停止後の除熱機能（MS-1）」に属する機器等のうち、1次主冷却系の逆止弁を除くものを原子炉の安全停止に係る機器等として抽出する。

また、原子炉停止後の除熱を制御する観点で、原子炉冷却材温度制御系（「プラント計測・制御機能（PS-3）」に該当する機器）を原子炉の安全停止に係る機器等として抽出する。

⑤ 原子炉冷却材バウンダリ機能（PS-1）に属する機器等

「原子炉冷却材バウンダリ機能（PS-1）」に属する機器等は、「原子炉停止後の除熱機能（MS-1）」の関連系として、原子炉の安全停止に係る機器等として抽出する。

⑥ 2次冷却材を内蔵する機能（通常運転時の炉心の冷却に関連するもの）（PS-3）に属する機器等

「2次冷却材を内蔵する機能（通常運転時の炉心の冷却に関連するもの）（PS-3）」に属する機器等は、「原子炉停止後の除熱機能（MS-1）」の関連系として、原子炉の安全停止に係る機器等として抽出する。

⑦ 1次冷却材漏えい量の低減機能（MS-1）に属する機器等の一部

1次冷却材漏えい事故時には、1次主冷却系の逆止弁及び1次補助冷却系のサイフォンブレイク弁に依らず、原子炉容器のリークジャケット、原子炉冷却材バウンダリの配管（外管）、容器、ポンプ、弁のリークジャケット、1次予熱室素ガス系の仕切弁により、1次主冷却系の循環に必要な液位が確保される設計としている。このため、1次主冷却系の逆止弁及び1次補助冷却系のサイフォンブレイク弁を除く「1次冷却材漏えい量の低減機能（MS-1）」に属する機器等を原子炉の安全停止に係る機器等として抽出する。

⑧ 事故時のプラント状態の把握機能（MS-2）に属する機器等

原子炉停止後に、炉心の崩壊熱を除去し、停止状態を引き続き維持することにより、放射性物質が系統外に放出されることはないが、その状況を監視する観点で、「事故時のプラント状態の把握機能（MS-2）」に属する機器等を原子炉の安全停止に係る機器等として抽出する。

⑨ 緊急時対策上重要なもの及び異常状態の把握機能（MS-3）に属する機器等の一部

緊急時対策上重要なもの及び異常状態の把握機能（MS－3）」に属する機器等のうち、原子炉の安全停止状態を監視する観点で、以下の計装を原子炉の安全停止に係る機器等として抽出する。

- ・ 核計装（線形出力系及び起動系）
- ・ 原子炉入口冷却材温度
- ・ 原子炉出口冷却材温度
- ・ 1次主冷却系冷却材流量
- ・ 2次主冷却系冷却材流量

⑩ 制御室外からの安全停止機能（MS－3）に属する機器等

中央制御室が使用できない場合、中央制御室以外の場所から原子炉を停止させ、必要なパラメータを監視するための機能を有する観点で、「制御室外からの安全停止機能（MS－3）」に属する機器等を原子炉の安全停止に係る機器等として抽出する。

⑪ 安全上特に重要な関連機能（MS－1）、安全上重要な関連機能（MS－2）に属する機器等の一部

「安全上特に重要な関連機能（MS－1）」及び「安全上重要な関連機能（MS－2）」に属する機器等については、中央制御室及び非常用電源設備のうち、①～⑩に関連するものを原子炉の安全停止に係る機器等として抽出する。

なお、非常用電源設備の一部（非常用ディーゼル発電機等）は、放射性物質の閉じ込め又は使用済燃料の冠水等に係る機器等と重畳するものがある。重畳する場合は、原子炉の安全停止に係る機器等であることを優先して火災防護対策を講じるものとする。

3.2 放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係る機器等の抽出

放射性物質の閉じ込めについて、一般火災にあつては、原子炉の安全停止に係る機器等に対して火災防護対策を講じることにより、一般火災が発生した場合にあつても、原子炉の安全停止が可能であり放射性物質が放出するおそれはない。

一方、1次冷却材漏えい事故時には、原子炉停止後に格納容器（床下）を窒素雰囲気から空気雰囲気に置換した場合に、漏えいしたナトリウムが燃焼し、それに伴う放射性物質の放出を抑制するため、放射性物質の閉じ込め機能が必要となる。

以上より、1次冷却材漏えい事故時に放射性物質の閉じ込めに必要な機器等を安全機能の重要度分類がクラス1、クラス2及びクラス3に属する機器等の中から、以下のとおり抽出する。

- ① 工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能（MS－1）に属する機器等の一部
格納容器（床下）において、ナトリウムが燃焼した場合に、格納容器外への放射性物質の放出量を抑制するため、「工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能（MS－1）」に属する機器等のうち、原子炉保護系（アイソレーション）と原子炉保護系（アイソレーション）の作動に関連するプロセス計装を抽出する。
- ② 放射性物質の閉じ込め機能（MS－1）に属する機器等
格納容器（床下）において、ナトリウムが燃焼した場合に、格納容器外への放射性物質の放出量を抑制するため、「放射性物質の閉じ込め機能（MS－1）」に属する機器等を抽出する。
- ③ 放射線の遮蔽及び放出低減機能（MS－2）に属する機器等の一部

格納容器（床下）において、ナトリウムが燃焼した場合に、格納容器外への放射性物質の放出量を抑制するため、「放射線の遮蔽及び放出低減機能（MS-2）」に属する機器等のうち、アニユラス部排気系及び非常用ガス処理装置を抽出する。

- ④ 安全上特に重要な関連機能（MS-1）、安全上重要な関連機能（MS-2）に属する機器等の一部

「安全上特に重要な関連機能（MS-1）」及び「安全上重要な関連機能（MS-2）」に属する機器等については、放射性物質の閉じ込めを達成するための①～③に係る非常用電源設備を抽出する。

放射性物質の貯蔵について、放射性物質を貯蔵する機器等を安全機能の重要度分類がクラス1、クラス2及びクラス3に属する機器等の中から、以下のとおり抽出する。

- ⑤ 原子炉カバーガス等のバウンダリ機能（PS-2）に属する機器等
- ⑥ 原子炉冷却材バウンダリに直接接続されていないものであって、放射性物質を貯蔵する機能（PS-2）に属する機器等
- ⑦ 燃料を安全に取り扱う機能（PS-2）に属する機器等
- ⑧ 放射性物質の貯蔵機能（PS-3）に属する機器等
- ⑨ 核分裂生成物の原子炉冷却材中への放散防止機能（PS-3）に属する機器等

3.3 使用済燃料の冠水等に係る機器等の抽出

使用済燃料の冠水等に係る機器等は、安全機能の重要度分類がクラス1、クラス2及びクラス3に属する機器等の中から、以下のとおり抽出する。

- ① 燃料プール水の保持機能（MS-2）に属する機器等
- ② 燃料プール水の補給機能（MS-3）に属する機器等

4. 原子炉の安全停止に係る機器等、放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係る機器等、使用済燃料の冠水等に係る機器等に対する火災防護対策の考え方

原子炉の安全停止に係る機器等、放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係る機器、使用済燃料の冠水等に係る機器等について、本原子炉施設の安全上の特徴を考慮した上で、火災区画内で想定されるナトリウム燃焼と一般火災ごとに、適切な火災防護対策を講じることを基本とする。

ただし、ナトリウム燃焼が想定される火災区画にあっては、ナトリウム燃焼を起点として一般火災が発生するおそれがあることを考慮する。また、ナトリウム燃焼を早期に感知することを目的に、一般火災に対する火災感知器を兼用する。

4.1 一般火災に対する火災防護対策の考え方

一般火災については、火災防護基準の火災の発生防止、火災の感知及び消火、火災の影響軽減の三方策を適切に組み合わせる設計とする。

火災防護基準の三方策の組合せについては、本原子炉施設の安全上の特徴並びに原子炉の安全停止に係る機器等、放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係る機器等、使用済燃料の冠水等に係る機器等

が有する安全機能、配置、構造及び動作原理に係る以下の4つの観点を考慮することを基本とし、火災による機能への影響を判断して決定する。

i) 不燃性材料で構成されるため、火災によって、その機能が影響を受けない。

※ 不燃性材料で構成される金属製の配管、容器、弁及びコンクリート製の構造物は、その外部で火災が発生した場合であっても火災によりその機能が影響を受けない。

なお、これらのうち、配管、容器、弁には、内包する流体の漏れ、外部からの異物の混入を防止するため、不燃性ではないパッキン類を使用する場合があるが、パッキン類は、内部に取り付けられるものであり、外部からの火災により直接加熱されることはなく、また、仮にパッキン類が長時間高温になってそのシート性能が低下しても、シート部からの漏えいが発生する程度で、配管、容器、弁の機能を喪失することはない、他の機器等へ影響を及ぼすことはない。

ii) 環境条件から火災が発生しないため、火災によって、その機能が影響を受けない。

※ 火災が発生しない環境条件は、水中又は窒素雰囲気（格納容器（床下））が該当する。

格納容器（床下）にあつては、原子炉運転中は、窒素雰囲気で維持されるが、原子炉停止後に空気雰囲気に置換する必要があることを考慮する。

iii) フェイルセーフ設計のため、火災によって、その機能を喪失しない。

iv) 代替手段により機能を達成できるため、火災によって、その機能を喪失しない。

4.1.1 原子炉の安全停止に係る機器等に対する火災による機能への影響

原子炉の安全停止に係る機器等に対する火災による機能への影響の概要を別添 1-2-1 に示す。

また、原子炉の安全停止に係る機器等に対して、個別に火災による機能への影響を考慮し、図るべき火災防護対策を評価した結果を別添 1-2-2 に示す。

4.1.2 放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係る機器等に対する火災による機能への影響

放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係る機器等に対する火災による機能への影響の概要を別添 1-3-1 に示す。

また、放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係る機器等に対して、個別に火災による機能への影響を考慮し、図るべき火災防護対策を評価した結果を別添 1-3-2 に示す。

4.1.3 使用済燃料の冠水等に係る機器等に対する火災による機能への影響

使用済燃料の冠水等に係る機器等に対する火災による機能への影響の概要を別添 1-4-1 に示す。

また、使用済燃料の冠水等に係る機器等に対して、個別に火災による機能への影響を考慮し、図るべき火災防護対策を評価した結果を別添 1-4-2 に示す。

4.2 ナトリウム燃焼に対する火災防護対策の考え方

ナトリウム燃焼に対する火災防護対策は、本原子炉施設の安全上の特徴を考慮し、ナトリウム燃焼の発生が想定される火災区画において「ナトリウム漏えいの発生防止」、「ナトリウム漏えいの検知・ナトリウム燃焼の感知及びナトリウム燃焼の消火」、「ナトリウム燃焼の影響軽減」の三方策の

それぞれを講じるものとする。

なお、ナトリウム燃焼については、一般火災と異なり、消火活動に水を使用することができず、窒息消火とその後のナトリウムの冷却が基本となるため、三方策をそれぞれ講じた上で、特にナトリウム漏えいの発生防止に重点を置いて対策を講じる。

安全施設と原子炉の安全停止に係る機器等、放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係る機器等、
使用済燃料の冠水等に係る機器等の関係

安全機能の重要度分類がクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器と原子炉の安全停止に係る機器等、放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係る機器等、使用済燃料の冠水等に係る機器等の関係を第1表に示す。

第1表 安全施設と原子炉の安全停止に係る機器等、放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係る機器等、使用済燃料の冠水等に係る機器等の関係 (1/7)

分類	定義	安全機能の重要度分類				抽出結果 (○：該当)	備考 (A～Cに抽出されなかった機器等は、消防法、建築基準法等、設備や環境に応じた火災防護対策を講じる。)	
		機能	構造物、系統又は機器					
			A	B	C			
PS-1	その損傷又は故障により発生する事象によって燃料の多量の破損を引き起こすおそれがあり、敷地外への著しい放射性物質の放出のおそれのある構造物、系統及び機器	原子炉冷却材バウンダリ機能	① 原子炉容器	1) 本体	○			
			② 1次主冷却系、1次補助冷却系及び1次ナトリウム充填・ドレン系	2) 原子炉冷却材バウンダリに属する容器・配管・ポンプ・弁（ただし、計装等の小口径のものを除く。）	○		原子炉停止後の除熱機能の関連系として、原子炉の安全停止に係る機器等に抽出	
			① 炉心支持構造物	1) 炉心支持板 2) 支持構造物	○			
			② 炉心バレル構造物	1) バレル構造物	○			
			③ 炉心構成要素	1) 炉心燃料集合体	○			
				2) 照射燃料集合体	○			
		④ 制御棒	炉心形状の維持機能	① 制御棒	3) 内側反射体	○		
					4) 外側反射体 (A)	○		
				② 制御棒駆動系	5) 材料照射用反射体	○		
					6) 遮へい集合体	○		
					7) 計測線付実験装置	○		
					8) 照射用実験装置	○		
MS-1	異常状態発生時に、敷地周辺公衆への過度の放射線の影響を防止する構造物、系統及び機器	原子炉の緊急停止及び未臨界維持機能*1	1) 駆動機構	○				
			② 制御棒駆動系	2) 上部案内管 3) 下部案内管	○			
			③ 後備炉停止制御棒		○			
			④ 後備炉停止制御棒駆動系	1) 駆動機構	○			
				2) 上部案内管	○			
				3) 下部案内管	○			
		原子炉の安全停止に係る機器等、C：使用済燃料の冠水等に係る機器等	原子炉の緊急停止及び未臨界維持機能の関連系として、原子炉の安全停止に係る機器等に抽出		○			
					○			
					○			
					○			
					○			
					○			

*1：【特記すべき関連系】炉心支持構造物（炉心支持板、支持構造物）、炉心バレル構造物（バレル構造物）、炉心構成要素（炉心燃料集合体、照射燃料集合体他）

第1表 安全施設と原子炉の安全停止に係る機器等、放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係る機器等、使用済燃料の冠水等に係る機器等の関係 (2/7)

分類	定義	機能	安全機能の重要度分類		抽出結果 (○：該当)	備考	
			構築物、系統又は機器	A B C			
MS-1	異常状態発生時に、敷地周辺公衆への過度の放射線の影響を防止する構築物、系統及び機器	1次冷却材漏えい量の低減機能*1	① 原子炉容器	1) リークジャケット	○	1次冷却材漏えい事故時に1次主冷却系による原子炉停止後の除熱を行う観点で、原子炉の安全停止に係る機器等に抽出	
			② 1次主冷却系、1次補助冷却系及び1次ナトリウム充填・ドレン系のうち、原子炉冷却材バウンダリに属する容器・配管・ポンプ・弁の配管(外側) 又はリークジャケット		○		
			③ 1次主冷却系	1) 逆止弁			1次冷却材漏えい事故時に1次主冷却系による原子炉停止後の除熱に係わらない。
			④ 1次補助冷却系	1) サイフォンブレイク弁			
			⑤ 1次予熱窒素ガス系	1) 仕切弁	○		1次冷却材漏えい事故時に1次主冷却系による原子炉停止後の除熱を行う観点で、原子炉の安全停止に係る機器等に抽出
			① 1次主冷却系	1) 1次主循環ポンプモーター	○		原子炉の安全停止に係る機器等に抽出
			② 2次主冷却系	2) 逆止弁			火災により当該機器の必要な事象は発生しない。
			① 格納容器	1) 主冷却機(主送風機を除く。)*3	○		原子炉の安全停止に係る機器等に抽出
			② 格納容器バウンダリに属する配管・弁				1次冷却材漏えい事故時にナトリウム燃焼に伴う放射性物質の放出を抑制する観点で、放射性物質の閉じ込めに係る機器等として抽出
			① 原子炉保護系(スクラム)		○		原子炉の安全停止に係る機器等に抽出(なお、関連する計装は、火災時に必要なものを抽出)
② 原子炉保護系(アイソレーション)			1次冷却材漏えい事故時にナトリウム燃焼に伴う放射性物質の放出を抑制する観点で、放射性物質の閉じ込めに係る機器等として抽出				

*1：【特記すべき関連系】関連するプロセス計装(ナトリウム漏えい検出器)

*2：【特記すべき関連系】原子炉容器(本体)、原子炉冷却材バウンダリに属する容器・配管他、冷却材バウンダリに属する容器・配管他

*3：原子炉冷却材温度制御系を含む。

*4：【特記すべき関連系】関連する核計装、関連するプロセス計装

第1表 安全施設と原子炉の安全停止に係る機器等、放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係る機器等、使用済燃料の冠水等に係る機器等の関係 (3/7)

分類	定義	機能	安全機能の重要度分類				備考
			構造物、系統又は機器				
			抽出結果 (○：該当)				
A	B	C					
MS-1	安全上必須なその他の構造物、系統及び機器	安全上特に重要な関連機能*1	① 中央制御室	○			原子炉の安全停止に係る機器等に抽出
			② 非常用ディーゼル電源系 (MS-1に関連するもの)	○ (一部)			原子炉の安全停止、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め又は使用済燃料の冠水等に係る機器等に電源を供給するために必要な機器等を抽出(なお、重畳するものは(非常用ディーゼル発電機等)、原子炉の安全停止に係る機器等であることを優先して対策を講じる。)
			③ 交流無停電電源系 (MS-1に関連するもの)	○ (一部)			
			④ 直流無停電電源系 (MS-1に関連するもの)	○ (一部)			
PS-2	その損傷又は故障により発生する事象によって、燃料の多量の破損を直ちに引き起こすおそれはないが、敷地外への過度の放射性物質の放出のおそれのある構造物、系統及び機器	原子炉カバークラス等のバウンダリ機能	① 1次アルゴンガス系				1) 原子炉カバークラスバウンダリに属する容器・配管・弁(ただし、計装等の小口径のものを除く。)
			② 原子炉容器				1) 本体(原子炉冷却材バウンダリに属するもの及び計装等の小口径のものを除く。)
			③ 1次主冷却系				1) 原子炉カバークラスバウンダリに属する容器・配管・弁(ただし、計装等の小口径のものを除く。)
			④ 1次オーバーフロー系				1) 原子炉カバークラスバウンダリに属する容器・配管・弁(ただし、計装等の小口径のものを除く。)
			⑤ 1次ナトリウム充填・ドレン系				1) 原子炉カバークラスバウンダリに属する容器・配管・弁(ただし、計装等の小口径のものを除く。)
			⑥ 回転プラグ(ただし、計装等の小口径のものを除く。)				
			① 核燃料物質取扱設備				放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係る機器等に抽出

*1：【特記すべき関連系】関連する補機冷却設備

第1表 安全施設と原子炉の安全停止に係る機器等、放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係る機器等、使用済燃料の冠水等に係る機器等の関係 (4/7)

分類	定義	機能	安全機能の重要度分類			抽出結果 (○：該当)	備考 (A～Cに抽出されなかった機器等は、消防法、建築基準法等、設備や環境に応じた火災防護対策を講じる。)
			構造物、系統又は機器				
			A	B	C		
PS-2	その損傷又は故障により発生する事象によって、燃料の多量の破損を直ちに引き起こすおそれはないが、敷地外への過度の放射性物質の放出のおそれのある構造物、系統及び機器	原子炉冷却材バウンダリに直接接続されていないものであって、放射性物質を貯蔵する機能	① 原子炉附属建物使用済燃料貯蔵設備	1) 貯蔵ラック	○	放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係る機器等に抽出	
			2) 水冷却池	○			
			② 第一使用済燃料貯蔵建物使用済燃料貯蔵設備	1) 貯蔵ラック	○		
			2) 水冷却池	○			
			③ 第二使用済燃料貯蔵建物使用済燃料貯蔵設備	1) 貯蔵ラック	○		
			2) 水冷却池	○			
			④ 気体廃棄物処理設備	1) アルゴン廃ガス処理系	○		
			1) 水冷却池	○			
			2) 水冷却浄化設備のうち、サイフオンブレーク弁	○			
			⑤ 燃料プール水の保持機能	○			
MS-2	PS-2の構造物、系統及び機器の損傷又は故障が及びば敷地周辺公衆への放射線の影響を十分小さくするようにする構造物、系統及び機器	放射線の遮蔽及び放出低減機能	① 原子炉附属建物使用済燃料貯蔵設備	1) 水冷却池	○	使用済燃料の冠水等に係る機器等に抽出	
			2) 第一使用済燃料貯蔵建物使用済燃料貯蔵設備	1) 水冷却池	○		
			2) 水冷却浄化設備のうち、サイフオンブレーク弁	○			
			② 第二使用済燃料貯蔵建物使用済燃料貯蔵設備	1) 水冷却池	○		
			2) 水冷却浄化設備のうち、サイフオンブレーク弁	○			
			① 外周コンクリート壁	○			
			② アニユラス部排気系	1) アニユラス部排気系(アニユラス部常用排気フィルタを除く。)	○		
			③ 非常用ガス処理装置	○			
			④ 主排気筒	○			
			⑤ 放射線低減効果の大きい遮蔽(安全容器及びコンクリート遮へい体冷却系を含む。)	○			
					1 次冷却材漏えい事故時にナトリウム燃焼に伴う放射性物質の放出を抑制する観点で、放射性物質の閉じ込めに係る機器等として抽出		
					1 次冷却材漏えい事故時にナトリウム燃焼に伴う放射性物質の放出を抑制しない。		

第1表 安全施設と原子炉の安全停止に係る機器等、放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係る機器等、使用済燃料の冠水等に係る機器等の関係 (5/7)

分類	定義	機能	安全機能の重要度分類		抽出結果 (○：該当)	備考
			構造物、系統又は機器	A B C		
MS-2	異常状態への対応上特に重要な構造物、系統及び機器 安全上特に重要なその他の構造物、系統及び機器	事故時のプラント状態の把握機能 安全上重要な関連機能	① 事故時監視計器の一部	○	○	原子炉の安全停止に係る機器等に抽出
			① 非常用ディーゼル電源系 (MS-1 に属するものを除く。)	○ (一部)	○ (一部)	原子炉の安全停止、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め又は使用済燃料の冠水等に係る機器等に電源を供給するために必要な機器等を抽出 (なお、重畳するものは (非常用ディーゼル発電機等)、原子炉の安全停止に係る機器等であることを優先して対策を講じる。)
			② 交流無停電電源系 (MS-1 に属するものを除く。)	○ (一部)	○ (一部)	
PS-3	異常状態の起回事象となるものであってPS-1、PS-2 以外の構造物、系統及び機器	1 次冷却材を内蔵する機能 (PS-1 以外のもの) 2 次冷却材を内蔵する機能 (通常運転時の炉心の冷却に関連するもの)	③ 直流無停電電源系 (MS-1 に属するものを除く。)	○ (一部)	○ (一部)	
			① 1 次ナトリウム純化系のうち、1 次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵し得る容器・配管・ポンプ・弁 (ただし、計装等の小口径のものを除く。)	○	○	放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係る機器等に抽出
			② 1 次オーバーフロー系のうち、1 次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵し得る容器・配管・ポンプ・弁 (ただし、計装等の小口径のものを除く。)	○	○	
		2 次冷却材を内蔵する機能 (通常運転時の炉心の冷却に関連するもの)	③ 1 次ナトリウム充填・ドレン系のうち、1 次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵し得る容器・配管・弁 (ただし、PS-1 に属するもの及び計装等の小口径のものを除く。)	○	○	原子炉停止後の除熱機能の関連系として、原子炉の安全停止に係る機器等に抽出
			① 2 次主冷却系、2 次補助冷却系、2 次ナトリウム純化系及び2 次ナトリウム充填・ドレン系	○	○	
			① 液体廃棄物処理設備 ② 固体廃棄物処理設備	○	○	放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係る機器等に抽出

第1表 安全施設と原子炉の安全停止に係る機器等、放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係る機器等、使用済燃料の冠水等に係る機器等の関係 (6/7)

分類	定義	安全機能の重要度分類				備考 (A～Cに抽出されなかった機器等は、消防法、建築基準法等、設備や環境に応じた火災防護対策を講じる。)			
		機能	構造物、系統又は機器				抽出結果 (○：該当)		
			① 1次主冷却系	A	B			C	
PS-3	異常状態の起回事象となるものであってPS-1、PS-2以外の構造物、系統及び機器	通常運転時の冷却材の循環機能	1) 1次主冷却系	i) 1次主循環ポンプ本体 (循環機能)			原子炉停止後の除熱は、1次主冷却系の強制循環(1次主循環ポンプモーターを使用)、2次主冷却系の自然循環であり、原子炉の安全停止に係わらない。 原子炉停止後の除熱は、主冷却機の自然通風であり、原子炉の安全停止に係わらない。 原子炉の安全停止、放射性物質の閉じ込め、使用済燃料の冠水等に係る機器への電源は、非常用電源設備より給電されるため、原子炉の安全停止、放射性物質の閉じ込め、使用済燃料の冠水等に係わらない。 原子炉停止後の除熱を行う観点で、原子炉の安全停止に係わる機器等に抽出		
			1) 1次主循環ポンプ	ii) 主電動機					
			2) 2次主冷却系	i) 2次主循環ポンプ本体 (循環機能)					
			1) 2次主循環ポンプ	ii) 電動機					
		通常運転時の最終ヒートシンクへの熱輸送機能	i) 電動機						
			ii) 電磁ブレーキ						
		電源供給機能 (非常用を除く。)	① 一般電源系 (受電エリア)						
		プラント計測・制御機能 (安全保護機能を除く。)	① 原子炉冷却材温度制御系 (関連するプロセス計装及び制御用圧縮空気供給設備を含む。)	○					
		原子炉冷却材中放射性物質濃度を通常運転に支障のない程度に低く抑える構造物、系統及び機器	核分裂生成物の原子炉冷却材中への放散防止機能	1) 炉心燃料集合体	i) 被覆管	○			放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係る機器等に抽出
				2) 照射燃料集合体	i) 被覆管	○			
MS-3	運転時の異常な過渡変化があってもMS-1、MS-2とあいまって、事象を緩和する構造物、系統及び機器	制御室外からの安全停止機能	① 中央制御室外原子炉停止盤 (安全停止に関連するもの)	○		中央制御室が火災等により使用できない場合に使用するものであることを考慮し、原子炉の安全停止に係わる機器等に抽出			

第1表 安全施設と原子炉の安全停止に係る機器等、放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係る機器等、使用済燃料の冠水等に係る機器等の関係 (7/7)

分類	安全機能の重要度分類				備考 (A～Cに抽出されなかった機器等は、消防法、建築基準法等、設備や環境に応じた火災防護対策を講じる。)	
	定義	機能	抽出結果 (○：該当)			
			A	B		C
MS-3	運転時の異常な過渡変化があってもMS-1、MS-2とあいまって、事象を緩和する構築物、系統及び機器 出力上昇の抑制機能 異常状態への対応上必要な構築物、系統及び機器	機能 燃料プール水の補給機能 出力上昇の抑制機能 緊急時対策上重要なもの及び異常状態の把握機能	構築物、系統又は機器	① 原子炉附属建物使用済燃料貯蔵設備 1) 水冷却浄化設備 (MS-2に属するものを除く。)	○	使用済燃料の冠水等に係る機器等に抽出 火災により当該機能の必要となる事象が発生するおそれはなく、原子炉の安全停止に係わらない。 原子炉の安全停止状態の監視に必要な計装を原子炉の安全停止に係る機器等に抽出 原子炉の安全停止、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め、使用済燃料の冠水等に係わらない。
			② 第一使用済燃料貯蔵属建物使用済燃料貯蔵設備 1) 水冷却浄化設備 (MS-2に属するものを除く。)	○		
			③ 第二使用済燃料貯蔵属建物使用済燃料貯蔵設備 1) 水冷却浄化設備 (MS-2に属するものを除く。)	○		
			① インターロック系 1) 制御棒引きインターロック系			
			① 事故時監視計器 (MS-2に属するものを除く。)	○		
			② 放射線管理施設 (MS-2に属するものを除く。)			
			③ 通信連絡設備			
			④ 消火設備			
			⑤ 安全避難通路			
			⑥ 非常用照明			

一般火災と運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の起因となる異常事象の関係

一般火災により発生が想定される運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の起因となる異常事象の関係を第 1 表に示す。

第1表 一般火災により発生が想定される運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の起因となる異常事象の整理 (1/3)

事象		左記事象の起因となる機能等	一般火災による発生の有無 (一般火災による発生の可能性 ○:あり、-:なし)	
運転時の異常な過渡変化	未臨界状態からの制御棒の異常な引抜き	なし(運転員の制御棒の誤操作(引抜きに伴い発生する事象))	-	運転員の誤操作により発生する事象であり、一般火災により発生しない。
	出力運転中の制御棒の異常な引抜き		-	
	1次冷却材流量増大	通常運転時の冷却材の循環機能(P S-3)(1次主循環ポンプ(主電動機))	-	1次主循環ポンプの速度制御盤に隣接して、1次主循環ポンプの電源盤があり、一般火災により1次主循環ポンプの回転数のみ増大することは考え難い。
	1次冷却材流量減少		○	
	2次冷却材流量増大	通常運転時の冷却材の循環機能(P S-3)(2次主循環ポンプ(電動機))	-	2次主循環ポンプの速度制御盤が一般火災により影響を受けたとしても、2次主循環ポンプの二次抵抗が変化することは考え難い。
	2次冷却材流量減少		○	
	主冷却器空気流量の増大	プラント計測・制御機能(安全保護機能を除く。)(P S-3)	○	原子炉冷却材温度制御系が一般火災により影響を受けた場合に発生する可能性がある。
	主冷却器空気流量の減少	通常運転時の最終ヒートシンクへの熱輸送機能(P S-3)(主送風機(電動機))	○	一般火災により主送風機電動機のケーブル等が焼損し発生する可能性がある。
	外部電源喪失	電源供給機能(非常用を除く。)(P S-3)	○	一般火災により電源供給機能(非常用を除く。)のケーブル等が焼損し発生する可能性がある。

第1表 一般火災により発生が想定される運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の起因となる異常事象の整理 (2/3)

設計基準事故	事象	左記事象の起因となる機能等	一般火災による発生の可能性 (一般火災による発生の可能性 ○:あり、-:なし)
	燃料スラッシング事故	炉心形状の維持機能 (PS-1) (炉心構成要素)	- 不燃性材料で構成される炉心構成要素は、一般火災により破損することはない。
	1次主循環ポンプ軸固着事故	通常運転時の冷却材の循環機能 (PS-3) (1次主循環ポンプ (循環機能))	- 1次主循環ポンプの回転軸は原子炉冷却材バウンダリ内に設置されており、一般火災の影響により機械的に固着することはない。
	1次冷却材漏えい事故	原子炉冷却材バウンダリ機能 (PS-1)	- 不燃性材料で構成される原子炉冷却材バウンダリは、一般火災により破損することはない。
	冷却材流路閉塞事故	炉心形状の維持機能 (PS-1) (炉心構成要素)	- 原子炉冷却材バウンダリ内に存在する異物が起因となつて生じる事象であり、一般火災により発生しない。
	2次主循環ポンプ軸固着事故	通常運転時の冷却材の循環機能 (PS-3) (2次主循環ポンプ (循環機能))	- 2次主循環ポンプの回転軸は冷却材バウンダリ内に設置されており、一般火災の影響により機械的に固着することはない。
	2次冷却材漏えい事故	2次冷却材を内蔵する機能 (通常運転時の炉心の冷却に関するもの) (PS-3)	- 不燃性材料で構成される冷却材バウンダリは、一般火災により破損することはない。
	主送風機風量瞬時低下事故	通常運転時の最終ヒートシンクへの熱輸送機能 (PS-3) 【主送風機 (電磁ブレーキ)】	○ 主送風機 (電磁ブレーキ) のケーブル等が焼損し発生する可能性がある。

第1表 一般火災により発生が想定される運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の起因となる異常事象の整理 (3/3)

事象		左記事象の起因となる機能等	一般火災による発生の可能性 (一般火災による発生の可能性 ○：あり、－：なし)
設計基準事故	燃料取替取事故	燃料を安全に取り扱う機能 (P S-2)	燃料取替取作業中において、燃料集合体等は機械的な落下防止措置を講じており、一般火災により、燃料集合体等の落下が生じることはない。
	気体廃棄物処理設備破損事故	原子炉冷却材バウンダリに直接接続されていないものであって、放射性物質を貯蔵する機能 (P S-2) (気体廃棄物処理設備)	不燃性材料で構成される気体廃棄物処理設備のパウダリは、一般火災により破損することはない。
	1次アルゴンガス漏えい事故	原子炉カバークラス等のバウンダリ機能 (P S-2)	不燃性材料で構成される原子炉カバークラス等のパウダリは、一般火災により破損することはない。